

魚津桃山運動公園桃山野球場広告掲載業務実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、魚津市広告掲載要綱（平成19年魚津市告示第17号。以下「要綱」という。）に基づき、魚津桃山運動公園桃山野球場（以下「野球場」という。）での広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、使用する用語の意義は、要綱で使用する用語の例による。

(広告掲載の方法)

第3条 野球場での広告掲載は、外野フェンス及び内野フェンス（以下「掲出場所」という。）に広告物を表示することにより行うものとする。

(広告掲載者の公募)

第4条 野球場での広告掲載は、公募により募集するものとする。

(応募資格)

第5条 応募しようとする個人事業者または法人（法人以外の団体にあつては当該団体の代表者。以下「応募者」という。）は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (2) 市から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 魚津市広告掲載基準第4条各号に掲げる業種または事業者でないこと。

(掲出場所の使用期間)

第6条 広告看板の使用期間は原則1年とし、別途募集要項に定める。

(広告看板の規格等)

第7条 掲出場所の規格及び数量等については、別途募集要項で定める。

(広告物の内容等)

第8条 掲出場所に表示する広告物（以下「広告物」という。）の内容は、実施要綱第4条基準等を満たすものでなければならない。

(広告内容等の修正)

第9条 広告物は、その内容について、掲出前に市の審査を受けるものとする。

2 前項の審査において、市から内容について修正等の指示を受けた場合には、これに従わなければならない。

(応募方法)

第10条 応募者は、市に魚津市広告掲載申込書（以下「申込書」という。）を提出するものとする。

(広告掲載者の選定)

第11条 市は提出された申込書を審査し、広告掲載者を選定する。

2 市は、前項の規定により広告掲載者を選定したときは、その結果を応募者に対して書面で通知する。

(掲載許可)

第12条 広告掲載者が広告物を表示するときは、あらかじめ市から掲出場所の使用許可を受けなければならない。

(掲載料及び納付)

第13条 掲載料は、1平方メートル当たり、年額5,000円以上とする。

2 掲載料は、市が指定した日までに、市が発行する納入通知書により納入するものとする。

3 掲載料が期日までに納入されない場合は、市は納入期日の翌日から納付日までの日数に応じて別途遅延損害金を請求することができる。

(広告掲載者の取消し)

第14条 市は、広告掲載者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その選定を取り消すことができる。

(1) 市が指定する期日までに掲載料の納入がないとき。

(2) 施設を公用又は公共用に供するために必要であると市長が認めるとき。

(3) 前各号に定めるもののほか、広告事業を継続することが適切でないとき市長が認めるとき。

(広告物の作成)

第15条 広告物は広告掲載者の責任及び負担で作成するものとする。

(広告物の貼付及び剥離等)

第16条 広告物の掲出場所への貼付及び剥離等は広告掲載者の負担で広告掲載者が行うものとする。

(広告掲載者の責務)

第17条 広告掲載者は、広告物の内容等、表示された広告物に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告掲載者は、広告掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告掲載者の責任及び負担において解決しなければならない。

(広告の規制)

第18条 市は、次の各号に掲げる場合には、期間を定めて表示された広告物を遮蔽することができる。

(1) 野球場の利用者が大会等に利用する場合で、当該利用者から広告物の遮蔽の要請があったとき。

(2) その他市が特に必要と認めるとき。

2 市は、前項の場合は、広告掲載者に通知するものとする。

3 第1項の場合において、市は広告掲載者が受ける損害を賠償する責を負わないものとする。

(掲載料の還付)

第19条 納入された掲載料は、還付しない。ただし、公用又は公共用に供するために広告物を表示することができなかつた場合等、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付する。

2 前項の規定により還付する掲載料には、利息を付さない。

(協議)

第19条 この要領に定めのない事項について、疑義が生じた場合は、市と広告掲載者双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(細則)

第20条 この要領に定めるもののほか、野球場の広告掲載について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和元年11月18日から施行する。